

教政第1392号
令和2年3月11日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時
休業（休校）期間の延長について（通知）

このことについては、令和2年2月28日付け教政第1310号において、3月2日（月）から3月15日（日）までの臨時休業について通知したところです。

新型コロナウイルス感染症は、現在もなお、全国的に感染予防の重要な局面にあり、感染者6人が発生している本県としても万全の措置を講じる必要があることなどから、本日、3月16日（月）以降の対応について、別添「県立学校の一斉臨時休業（休校）の期間延長について」のとおり決定しました。

つきましては、各県立学校においては、引き続き、別紙の事項に留意のうえ、適切に対応いただくようお願いします。

なお、臨時休業中の職員の服務については、令和2年2月26日付け教人第1543号等により、引き続き適切に対応されますよう、併せてお願いします。

記

- 1 臨時休業（休校）を延長する期間
春季休業の開始日まで
- 2 修了式・登校日等について
 - ・それぞれの学校で期日を定めている修了式は実施可能。
 - ・児童生徒等の心身の健康維持や学習支援のために必要な場合は、各学校長の判断で登校日を設定することは可能。ただし、日数については必要最小限とし、学年ごとの分散登校を行う等、一度に多くの生徒が長時間集まることがないように配慮すること。

※いずれの場合も、新型コロナウイルス感染拡大防止に最大限の配慮を行うこと。

別紙

県立学校の一斉臨時休業（休校）に伴う留意事項について

1 感染症対策及び健康管理

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための休校であることを児童生徒等及び保護者に説明し、以下の点に留意して予防に努めること。

- ・人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすこと。
- ・自宅においても、感染症対策（咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋の換気等）をしっかりと行うこと。
- ・規則正しい生活習慣を心がけ、体力維持につながる適度な運動も行いながら、心身の健康管理に努めること。

2 臨時休業中の学習指導について

- ・これまでに指導した学習内容の定着を図るための家庭学習の指示等、臨時休業期間中の児童生徒等の学習への配慮、必要な指導等を行うこと。
- ・必要に応じて、県教育委員会ホームページの「臨時休業（休校）期間中の家庭学習支援」を利用すること。
<http://kyouiku.higo.ed.jp/page10802/page10883/>
- ・進路及び進級のために特別な指導が必要な生徒に対しては、個別の対応を行うなど配慮すること。
- ・留学や旅行等については、新型コロナウイルス感染症に関する情報を踏まえたうえで、自粛も含め、再検討するよう保護者等に周知すること。

3 部活動について

部活動については、3月24日（火）までの活動を休止すること（練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等を含む）。

なお、3月25日（水）以降の部活動については、新型コロナウイルス感染症に関する情報を踏まえたうえで、追って通知する。

4 障がいのある生徒等について

障がいがあり、自宅等で一人で過ごすことが困難な児童生徒等において、保護者が仕事を休めず、地域の障害福祉サービス等の活用も困難な場合については、児童生徒等が同じ場所に長時間集まることがないように必要な対策を取ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の配慮を行うこと。

5 家庭との連携について

特段の配慮が必要な児童生徒等の家庭訪問や電話連絡等により適宜適切な状況の把握に努めるとともに、家庭と学校との日常的な連絡先を再確認するなど、相互の連絡体制を整えること。

6 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

臨時休業（休校）期間中においても、児童生徒等からの差別やいじめ等の相談に関しては、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応すること。

7 児童生徒等の心のケアについて

新型コロナウイルス感染症に対する不安の軽減や解消を図るため、児童生徒等の心のケアに引き続き努めること。また、専門家等の支援が必要な場合は、スクールカウンセラー等と連携した対応を行うこと。

【問い合わせ先】

○感染症対策健康管理に関すること

教育指導局体育保健課 平江、渡辺

096-333-2712

○県立中高等学校の臨時休業中の学習指導に関すること

教育指導局高校教育課 前田、坂本

096-333-2685

○部活動に関すること

教育総務局文化課 伊藤、津田

096-333-2705

教育指導局体育保健課 平江、鳴瀬

096-333-2711

○特別支援学校に関すること

教育指導局特別支援教育課 宮本、田崎

096-333-2683

○差別やいじめ等への対応に関すること

教育指導局人権同和教育課 岩本、冨田

096-333-2702

教育指導局学校安全・安心推進課 川浪、木山

096-333-2720

○心のケアに関すること

教育指導局学校安全・安心推進課 川浪、船場

096-333-2720

令和2年(2020年)3月11日

熊本県教育委員会

県立学校の一斉臨時休業（休校）の期間延長について

新型コロナウイルス感染症対策のため、文部科学省からの2月28日付け通知を受け、熊本県では全ての県立中学校、高等学校及び特別支援学校について、3月2日から3月15日まで臨時休業としています。

この間、全国的にも様々な感染拡大の防止対策が取られていますが、毎日のように新たな感染者が確認されるなど、一向に収まる気配がありません。本県においても、6人の感染者が確認されています。

また、文部科学省からの臨時休業の要請についても継続されています。

これらのことを踏まえ、県教育委員会としては、県立学校の臨時休業を3月16日以降も「春季休業の開始日まで延長する」とこととしました。

ただし、児童生徒にとっては、新しい学年へ進級する大きな節目の時期であることから、それぞれの学校で期日を定めている学年末の修了式は実施することを可能とします。

また、休業が長期間に及んでいることから、児童生徒の心身の健康の維持や学習に関する支援のために必要な場合は、各学校の校長の判断で登校日を設定することも可能とします。

なお、修了式、登校日のいずれについても、感染拡大防止に最大限の配慮を施したうえで行うこととします。

また、市町村教育委員会に対して、各市町村の状況等を踏まえつつ、同様の措置を講じるよう要請いたします。